

# まちづくり交付金制度活用地区の支援業務

## まちづくり交付金制度

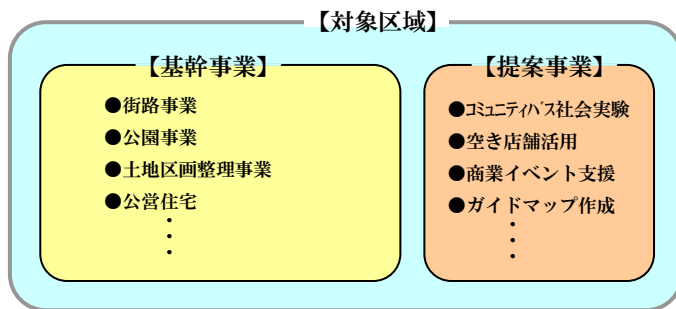
まちづくり交付金とは、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るために平成16年度に創設された制度です。

弊社では、まちづくり交付金制度を活用した地区の支援業務を行っており、事業予定地区の計画立案及び事業実施地区のまちづくりについてお手伝いします。

### ■まちづくり交付金制度の特徴

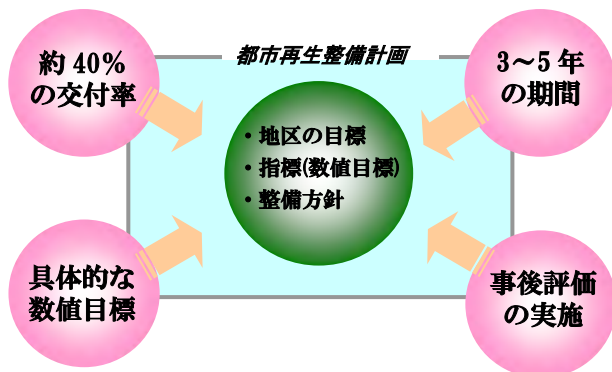
#### 総合的なまちづくり制度

- まちづくりを総合的に行うために、複数の事業を一括採択できる制度です。
- 基幹事業とあわせて、市町村の創意工夫による事業（提案事業）も対象となります。
- 対象区域は特に限定はありません。



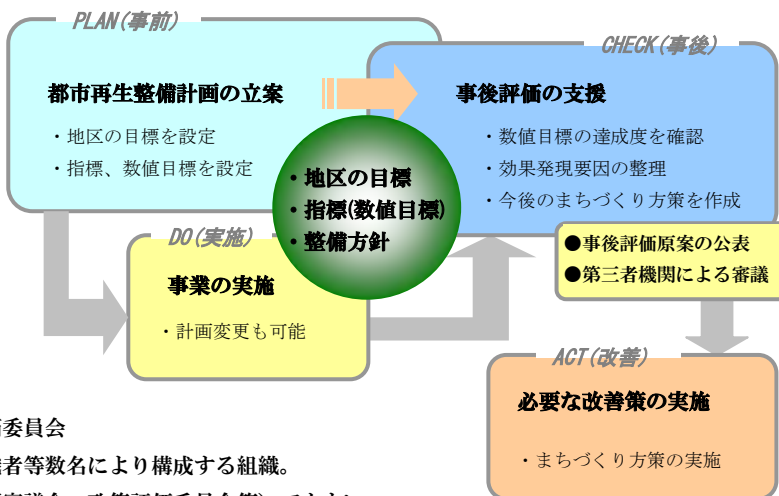
#### 計画策定のポイント

- 交付期間は、概ね3～5年。
- 交付率は、事業費に対して概ね4割。
- 計画策定時に、具体的な数値目標が必要となります。
- この数値目標の達成状況（事後評価）が重視されます。



#### 制度のサイクル

- 事前に数値目標を設定し、交付終了年度に達成度を確認します。
- 事後は、事後評価の重視と事業の成果を踏まえ、「今後のまちづくり方策」を作成します。また、事後評価原案を公表し、第三者機関による審議を行います。



※第三者機関...まちづくり交付金評価委員会

：学識経験のある有識者等数名により構成する組織。

既存の組織（都市計画審議会、政策評価委員会等）でもよい。

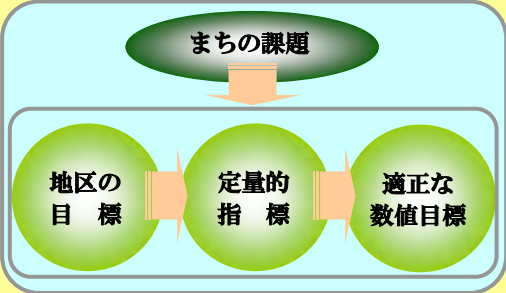
■主な業務内容と業務実績

主な業務内容

●都市再生整備計画の立案

まちの課題等を踏まえて、都市再生整備計画を立案します。

計画立案にあたっては、地区の目標にあった定量的指標の設定を行うとともに、適正な数値目標を設定することに留意します。



●定量的指標の測定

計画立案時に必要となる従前値や事後評価時に必要となる目標値の測定を行います。

例えば

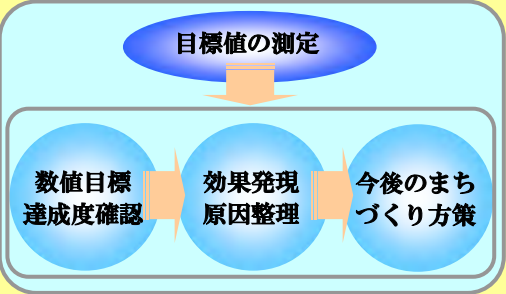
- ◆歩行者通行量を指標としていた場合 → 歩行者通行量調査
- ◆住み良さ満足度を指標としていた場合 → アンケート調査



●事後評価の支援

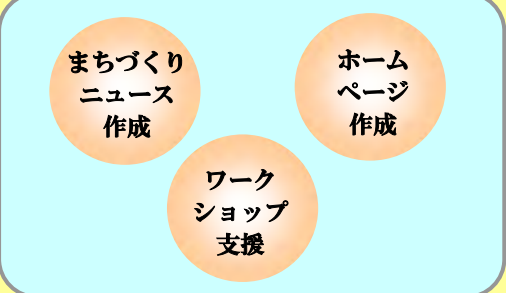
目標値の測定を踏まえて、事後評価を支援します。

事後評価にあたっては、数値目標の達成度を確認し、効果発現原因の整理を行うとともに、今後のまちづくり方策を検討します。



●まちづくり支援業務

住民参加型のまちづくりを推進するために、住民の方々へ事業内容や進捗等をお知らせするまちづくりニュースの作成や公表ホームページ作成、またワークショップ等のまちづくり支援業務を行います。



主な業務実績

年度	市町村名	地区名	業務名	主な内容
平成18年度	常総市	水海道南地区	水海道南地区 都市整備計画調査	当初策定
	那珂市	上菅谷地区	まちづくり交付金 都市再生整備計画策定業務	当初策定
	古河市	上辺見地区	まちづくり交付金 事業執行管理業務	第1回変更
平成19年度	古河市	上辺見地区	まちづくり交付金 まちづくり検討調査業務	第2・3回変更
	古河市	上辺見地区	まちづくり交付金 まちづくり検討調査業務	第4回変更
平成20年度	古河市	上辺見地区	まちづくり交付金 まちづくり検討調査業務	第4回変更
	水戸市	内原町 中心市街地地区	まちづくり交付金 事業効果分析調査	事後評価

●弊社は、これまで茨城県内で関わってきたまちづくりのノウハウを活かし、地域の実情にあった計画の立案、また事業が円滑に推進するためのまちづくり支援について、トータル的にご提案いたします。

●まちづくり交付金制度に関することなどお気軽にご相談下さい。